

次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号。以下「規程」という。）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）第3条の規定により公告する。

熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

熊本市上下水道局用地の売払い

(2) 概要

本市が過去に事業用地として取得した土地で、現在はその効用を果たし、今後特に活用する予定のないものを売却するもの。

(3) 売払物件

番号	物件の所在	地目	地積 (㎡)	最低売却 価格(円)
ス1	熊本市南区富合町木原字目黒町 813番、814番3	水道用地	165.99	1,128,732

※詳細は、熊本市上下水道局用地売払募集要領（以下「募集要領」という。）を参照のこと。

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局総務部総務課

電話096-381-4063

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する熊本市職員でないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

5 申込手続等

(1) 申込書、募集要領等の配布期間及び方法

平成30年10月25日（木）から平成30年11月22日（木）まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 申込書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、上下水道局用地売払一般競争入札参加申込書（様式第1号）その他の必要書類（以下「申込書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送又は電送（ファックス、電子メール

等)による提出は受け付けない。

(ア) 個人の場合

- a 上下水道局用地売払一般競争入札参加申込書(様式第1号)
- b 住民票(発行後1ヶ月以内のもの)
- c 印鑑登録証明書(入札公告日以降に発行されたもの)
- d 平成30年度の市町村民税及び固定資産税の納税証明書
- e 身元(分)証明書(本籍地の市町村役場で請求)
- f 水道料金等滞納有無調査承諾書(様式第2号)
- g 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

(イ) 法人の場合

- a 上下水道局用地売払一般競争入札参加申込書(様式第1号)
- b 法人登記簿謄本(発行後1ヶ月以内のもの)
- c 印鑑証明書(入札公告日以降に発行されたもの)
- d 平成30年度の法人市町村民税及び固定資産税の納税証明書
上記の内容が記載された「滞納がないことの証明書」でも可
- e 水道料金等滞納有無調査承諾書(様式第2号)
- f 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

イ 受付期間

平成30年10月29日(月)から平成30年11月22日(木)
午後5時まで

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

2の担当部局

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 現地説明会

現地説明会は、実施しない。

8 募集要領等に対する質問

- (1) 募集要領等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間

平成30年10月29日（月）から平成30年12月6日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス : 096-384-4135

メールアドレス : suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成30年12月7日（金）に開始し、平成30年12月13日（木）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア 入札日時

平成30年12月13日（木）午前10時00分

イ 入札場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局別館1階入札室

ウ 入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

- (2) 入札に当たっては、最低売却価格以上で、かつ、入札保証金の限度額以内の金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は2回までとする。(2回目以降の入札書の提出については別途指示する。)
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第5条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 1 落札者の決定方法

- (1) 最低売却価格以上、かつ、入札保証金の限度額以内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

1 2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
 - ア 規程第2条において準用する規則第5条の定めるところにより、入札参加者は、入札開始前に入札しようとする物件につき、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。
 - イ 入札保証金は、熊本市上下水道局が発行する納入通知書により入札日までに納入すること。
 - ウ 入札保証金は、落札しなかった者には返却する。ただし、利息は、付さない。
 - エ 落札者の入札保証金は、契約締結時まで熊本市上下水道局で保管する。ただし、利息は、付さない。また、入札保証金を契約保証金に充当することができるものとする。
- (3) 契約保証金
 - ア 規程第2条において準用する規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

イ 契約保証金は、熊本市上下水道局が発行する納入通知書により契約日までに納入すること。

ウ 土地売買契約締結後、落札者が契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金は、熊本市上下水道局に帰属する。

(4) 契約書（案）

売払募集要領のとおり

(5) 申込書等に関する事項

ア 受付期間内に申込書等を提出しなかった場合は、入札参加者として認められないものとする。

イ 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 提出された申込書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申込書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申込書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申込書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申込書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）